

議案第 30 号

小城市立学校職員の人事評価結果に対する苦情対応に関する
要綱について

のことについて、別紙のとおり提出する。

平成 29 年 1 月 26 日

小城市教育委員会 教育長 今村 統嘉

提案理由

小城市立学校職員の人事評価結果に対する苦情に関して、その対応を行いうための要綱を定めるもの。

小城市教育委員会告示第　　号

小城市立学校職員の人事評価結果に対する苦情対応に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小城市立学校職員の人事評価結果に対する苦情の申出及びその取扱い（以下「苦情対応」という。）に関し必要な事項を定める。

(苦情対応の基本的考え方等)

第2条 評価結果に対する被評価者と評価者の共通認識の形成に寄与することにより、学校における信頼関係の醸成を図るとともに、評価の公平性・透明性に資することを目的とする。

2 苦情対応は、苦情の申出をする被評価者（以下「申出者」という。）の自らの人事評価の結果に対する苦情相談と苦情相談で解決されなかつた苦情に対する苦情処理の2段階とする。

(苦情相談)

第3条 苦情相談のため、別表のとおり苦情相談員を設置する。

2 苦情相談員は、苦情相談として申出のあった人事評価の結果に関する苦情に対応する。

(苦情相談の申出)

第4条 被評価者は、自らの人事評価の結果に関する苦情があるときに限り、電話、電子メールにより苦情相談の申出をすることができる。

2 苦情相談の申出手続及び苦情相談の申出ができる期間については、教育長が別に定める。

(苦情処理)

第5条 苦情処理のため、別表のとおり苦情審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。また、別表のとおり苦情処理窓口を置く。

2 審査委員会は、苦情処理として申出のあった苦情（以下「申出事案」という。）を審査する。

(苦情処理の申出)

第6条 被評価者は、苦情相談で解決されなかつた苦情があるときは1回に限り、苦情処理申出書（様式1）により苦情処理窓口に電子メール、郵送等で苦情処理の申出をすることができる。

2 苦情処理の申出手續及び苦情処理の申出ができる期間については、教育長が別に定める。

(苦情審査委員会)

第7条 審査委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、審査委員会を招集し、主宰する。

2 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ委員の中から指名した者がその職務を行う。

(調査員)

第8条 申出事案について調査するため、審査委員会に調査員を置く。

2 調査員は、学校教育課人事担当の職員をもって充てる。

(事案の調査等)

第9条 委員長は、調査員に対し、申出事案に関する調査を命じることができる。

2 調査員は、苦情処理の申出者及び当該評価者に対して申出事案に関する調査を行い、その結果を委員長に報告する。

3 調査員の求めに応じて、申出者又は当該評価者は申出事案についての内容又は評価理由を説明しなければならない。

(事案の審査等)

第10条 審査委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

2 審査は、出席委員の過半数により決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴くことができる。

4 委員長は、審査結果を教育長に報告するとともに速やかに申出者及び当該評価者に通知しなければならない。

(苦情処理の終了)

第11条 苦情処理は、審査結果の苦情処理結果通知書（様式2）による通知をもって終了する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、苦情処理を終了する。

(1) 申出者が苦情の申出を取り下げたとき。

(2) 申出者が申出事案について法令に基づく救済手続に訴えたとき。

(審査委員会の非公開)

第12条 審査委員会は、非公開とする。

(従事者の義務)

第13条 苦情対応に関する事務に従事する者は、職務上知ることのできた内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。当該事務に従事しなくなった場合においても、同様とする。

(不利益取扱いの禁止)

第14条 申出者及び当該評価者は、苦情対応の申出を行ったこと、調査員が行う調査に協力したこと等により、不利益な取扱いを受けることはない。

(事務局)

第15条 審査委員会の事務局は、学校教育課に置く。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、苦情対応に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。

別表

1 苦情相談員（苦情相談窓口）

苦情相談員	学校教育課人事担当係（窓口）
-------	----------------

2 苦情審査委員会（苦情処理窓口）

委員長	教育長
委員	学校教育課長（窓口）、学校教育課指導係

様式1（第6条関係）

苦情処理申出書

平成 年 月 日

苦情審査委員会委員長 様

申出者 所属 _____

氏名 _____ 印 _____

連絡先（電話番号）

以下のとおり苦情を申し出ますので審査をお願いします。

1 申出者の評価者

評価者 職名 _____

氏名 _____

2 申出の具体的な内容（人事評価の結果に関するもの）

受付日：平成 年 月 日

受付者：学校教育課

氏名 _____

様式2（第11条関係）

苦情処理結果通知書

平成 年 月 日

申出者（氏名） 様

評価者（氏名） 様

苦情審査委員会委員長

平成 年 月 日付申出のあった苦情については、苦情審査委員会における審査の結果、下記のとおりとなりましたので通知します。

記

	評価者の評価は妥当である
	再評価を行う必要がある

※ 該当項目に「○」を付しています。

別紙様式

苦情相談/苦情処理の申出・記録シート

受付日：平成 年 月 日

受付者：学校教育課 _____

申出者	所属		職名		氏名	
-----	----	--	----	--	----	--

申出の具体的な内容

対応の結果

①対応状況等

②申出者への説明

説明日 平成 年 月 日

説明者 学校教育課 _____